

➤ リスク評価制度の概要

○ 2006年1月有害物ばく露作業報告制度を創設

厚生労働省は2006年1月に有害物ばく露作業報告制度を開始した。対象となる化学物質を年間500kg以上製造し、又は取扱った事業者が作業に関する報告を提出することを義務化。

○ 化学物質の有害性情報及びばく露情報をもとに、リスクを評価を実施

厚生労働省は対象となる化学物質の有害性情報を収集するとともに、有害物ばく露作業報告のあった事業場の一部に対し作業実態調査を実施。

－2006年：5(5)、2007年：10(10)、2008年：20(44)、2009年：0(20) ※括弧内は報告対象物質数

○ リスクが高いものについて、必要な規制を実施

厚生労働省はリスク評価の検討会を設置し、有害性及びばく露情報をもとにリスク評価を行い、この結果リスクが高いと判断された場合に、法令による規制や行政指導を実施。

